

三原市大和人権文化センターだより

♪ 大和国際交流教室を開校しました。

5月11日(日)、三原市在住の外国の方をゲストに、第1回国際交流教室を開校しました。開校式の後、三原警察署による、日本の「防犯対策・交通ルール」など、やさしい日本語で講習を受けました。

その後、日本食を会食しながらお互いの文化交流をおこないました。

参加28名、うち半数が外国の方で、文化の違いを実感しながら、日本語でのコミュニケーションを楽しくとることができ、大変有意義な講座となりました。

【参加者の声】 外国人：困ったことがあったら警察に相談したら良いことが分かった。

市内で出会ったら挨拶します。

日本人：若い方と、コミュニケーションが出来てとても良かった。



開校式の様子

【次回開催日】

日 時：6月8日(日) 午前10:00～13:30

内 容：地域防災組織と連携した防災訓練

午前10:00～11:00

：防災食を使用した試食と交流会

正午～13:30

定 員：20名（小・中学生含む）

講 師：新田 弘美 さん

【年間開催予定日】

・ 7月13日(日) ・ 8月10日(日)

・ 9月14日(日) ・ 10月12日(日)

・ 11月 9日(日) ・ 12月14日(日)

【事業内容】

日本の文化を外国の方に知っていただく。

お互いの文化を理解し、日本語で交流を深める。

《講座のお申し込みは》大和人権文化センター ☎ 0847-33-1308 まで ※受講料はいりません

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。 あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

（代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません）

登録受付窓口は、市民課および大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話：0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設

●にちじ 6月20日(金) 9:00～12:00

●ところ 大和人権文化センター 会議室

相談内容 くらしの相談・土地・家屋調査士相談
相談員2名で対応します。

次回は、7月18日(金)の予定

電話による相談も受け付けています

大和人権文化センター(0847-33-1308)

人 権 相 談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

●と き 10:00～16:00(土・日・祝日は除く)

●ところ 三原市大和人権文化センター

●電 話 0847-33-1308

人権のひろば



「私らしく暮らせるみはらプラン」～個性と能力が発揮できる社会をめざして～
(第4次三原市男女共同参画プラン) 令和4(2022)年3月施行について紹介していきます。

【第12回】

市ホームページ▶



第4次プラン（令和4(2022)年度～令和8(2026)年度）における

SDGs(持続可能な開発目標)の取組

みなさん、「SDGs(エスディーゼズ)」ってご存じですか？

SDGsは、世界中の国が協力して、「みんなが幸せに暮らせる未来」を作るために、2030年までに達成したい目標をまとめたものです。

全部で17の目標があり、「貧困をなくそう」「海の豊かさを守ろう」など、どれも人や環境のことを大切に考え、「誰一人取り残さない」という理念を基本にしています。

三原市では、このSDGsの目標の中から、特に次の2つに力を入れています。

1つ目は、「質の高い教育をみんなに」

この目標は、すべての人が学校に通え、しっかり学べるようにするものです。

2つ目は、「ジェンダー平等を実現しよう」

この目標は、性別に関係なく、誰もが平等に暮らせる社会をめざすものです。

私たち一人ひとりが、これらの目標を達成するために何ができるかを考え行動することが大切です。みんなで協力して、住みやすい未来を作りましょう。

4 質の高い教育を
みんなに



5 ジェンダー平等を
実現しよう



★きょうは何の日？ 6月



6月1日 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定めています。人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーとして、さまざまな人権侵害など、皆さんの問題解決のお手伝いをしています。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害などでお困りの方はご相談ください。

全国共通人権相談ダイヤル(0570-003-110)

※平日:午前8時30分～午後5時15分まで

※ 法務局や人権擁護委員、県、市町などで構成される人権啓発活動ネットワーク協議会では、人権への理解を深めてもらうため、講演会や人権教室を実施しています。ぜひご参加ください。